

○牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日
条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の規定による条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は牧之原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	牧之原市子ども医療費助成要綱（平成17年牧之原市告示第105号）による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの
2 市長	牧之原市母子家庭等医療費助成要綱（平成17年牧之原市告示第104号）による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの
3 市長	牧之原市未熟児養育医療取扱要綱（平成25年牧之原市告示第35号）による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの
4 市長	牧之原市重度障害者（児）医療費助成要綱（平成17年牧之原市告示第116号）による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの
5 市長	牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年牧之原市告示第127号）による給付等に関する事務であって要綱で定めるもの
6 市長	牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業実施要綱（平成25年牧之原市告示第87号）による給付に関する事務であって要綱で定めるもの
7 教育委員会	牧之原市就学援助費事務処理要領による就学援助費の支給に関する事務であって事務処理要領で定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって牧之原市就学援助費事務処理要領で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	牧之原市子ども医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報・国民健康保険情報・生活保護関係情報であって要綱で定めるもの
2 市長	牧之原市母子家庭等医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報・生活保護関係情報であって要綱で定めるもの
3 市長	牧之原市未熟児養育医療取扱要綱による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報であって要綱で定めるもの
4 市長	牧之原市重度障害者（児）医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報・国民健康保険情報・生活保護関係情報であって要綱で定めるもの
5 市長	牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱による給付等に関する事務であって要綱で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報であって要綱で定めるもの
6 市長	牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業実施要綱による給付に関する事務であって要綱で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報であって要綱で定めるもの
7 教育委員会	牧之原市就学援助費事務処理要領による就学援助費の支給に関する事務であって事務処理要領で定めるもの	住民票関係情報・生活保護関係情報・地方税関係情報・児童扶養手当関係情報・国民年金関係情報であって事務処理要領に定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のた	住民票関係情報・生活保護関係情報・地方税関係情報・国民年金関係情報であって事務処理要領に定めるもの

め必要な経費の支弁に関する事務であって牧之原市就学援助費事務処理要領で定めるもの
--

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	牧之原市就学援助費事務処理要領による就学援助費の支給に関する事務であって事務処理要領で定めるもの	市長	住民票関係情報・生活保護関係情報・地方税関係情報・児童扶養手当関係情報・国民年金関係情報であって事務処理要領に定めるもの
2 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって牧之原市就学援助費事務処理要領で定めるもの	市長	住民票関係情報・生活保護関係情報・地方税関係情報・国民年金関係情報であって事務処理要領に定めるもの